

平成25年10月28日

公明党文部科学部会長

山 本 香 苗 殿

一般社団法人 国立大学協会

会 長 松 本 紘

平成26年度税制改正に関する要望

国立大学は、高度人材育成拠点・知の創造拠点としての役割を担っており、日本を牽引する社会のリーダーの輩出や最先端研究開発等を通じて、我が国の成長発展に貢献しております。

国立大学が引き続き、我が国の持続的発展に寄与していくためには、個性と特色を発揮し、さらなる教育研究・社会貢献機能の強化が必要であり、そのためには基盤的経費である運営費交付金の確実な措置と高等教育機関への公財政支出をOECD加盟の先進諸国並の対GDP比1%以上に引き上げることが極めて重要であります。

一方で国立大学自らも寄附金をはじめとする多様な財源の確保の重要性を十分に認識しており、寄附方法の多様化や、寄附者へのフォローの徹底など寄附文化の醸成に向けて、積極的な取り組みを行っておりますが、このような大学の活動が円滑に進むよう、幅広い寄附を後押しする税制の整備・充実が不可欠であります。

また、国立大学の経営に多大な影響を及ぼす消費税率の引き上げに対する適切な措置を講ずることが重要であります。

つきましては、国立大学の更なる機能強化のため、別添要望について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

○ 所得控除・税額控除選択制度

一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。

これを踏まえ、平成23年6月22日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄附者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となった。

国立大学法人についても、寄附者の利得性増進が見込まれる選択制を導入することにより、少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

○ 日本版「ブランド・ギビング」信託制度の拡充

平成23年度税制改正により、日本版「ブランド・ギビング」信託が新たに創設された。学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得は非課税とし、その金額が全額寄附されることとなった。

国立大学法人についても本制度の対象とすることにより、広く社会で教育を支えあうという寄附文化の醸成に寄与する。

○ 海外留学支援制度への寄附に係る税制措置

日本人の海外留学促進のためには、国費による支援のみでなく、企業や個人といった多様で幅広い方面からの民間資金を獲得する必要がある。

そのために、独立行政法人日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、①法人からの寄附に係る指定寄附金化、②個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入を図り、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための施策が不可欠である。